

平成30年7月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年7月19日（木）
開会：午前10時 閉会：午前10時45分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 6月定例会議事録承認
 - 教育長報告
 - 請願第1号 2019年度使用中学校道徳教科書の採択にあたっての請願の処理について
 - 議案第55号 昭和56年教育委員会告示第3号（大津市指定文化財の指定について）の一部改正について
- 4 出席委員
船見教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
丹羽教育次長、西村政策監、木澤教育監、飯田教育総務課長、山崎同課指導主事、西本同課主事、杉江学校教育課長補佐、谷同課指導主事、小林児童生徒支援課長、本郷学校給食課長、増田中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 6人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が6月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

5月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長報告

○請願第 1号 2019年度使用中学校道徳教科書の採択にあたっての請願の処理について

【説明】

○飯田教育総務課長 請願第1号、2019年度使用中学校道徳教科書の採択にあたっての請願の処理について議決を求めるものである。

請願については、大津市教育委員会会議規則第17条において、委員会は請願を受けることができる規定されている。また、同条2項においては、請願者は請願の趣旨、提出年月日、住所及び氏名を記載し押印することとなっており、本請願はこの要件を満たしている。従い、同条第4項に基づき、会議に諮って、その可否を決するものである。

今回提出された請願は、「2019年度使用中学校道徳教科書の採択に当たっての請願書」として、「人権侵害・自国中心主義の日本教科書と教育出版は採択しないでください」、ということを求めるものである。内容については、手元の資料及び事前に配布しているため、説明は割愛する。

【質疑】

○壽委員 今回の請願は、特定の教科書を選ばないよという内容になっているが、そもそも確認として、教科書の選び方の手続をもう一度説明願いたい。

○谷学校教育課指導主事 教科書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律が定められている。同法の第三章（採択）に基づき、まずそれぞれ採択地区が定められ、大津市は滋賀県における第一採択地区として単独で採択を行う。

採択にあたっては、文部科学省の検定に通った教科書の中から、大津の子供たちにふさわしい教科書を採択するために、大津市教科用図書選定審議会（以下、審議会）を設置し、教育委員会から諮問している。また、審議会の下に調査研究会を設け、学校の教員が調査研究員としてそれぞれの教科用図書について観点を設けて研究をしている。その研究に基づき審議表を作成し、審議表に基づいて、審議会が教科書の閲覧、研究を進め、推薦図書が決定される。そして、それを以って教育委員会に諮り、決議されたものが採択図書となるという手続である。

○壽委員 そうすると、審議会が調査研究会からの報告を受けて、それを基に判断をして、推薦図書を教育委員会に答申するという理解でよいか。

○谷学校教育課指導主事 そのとおりである。

○八田委員 今回の請願書を、審議会の委員は見ているのか。

○谷学校教育課指導主事 閲覧してもらっている。

○八田委員 審議会が選定、審議する中で、内容でしっかり判断すべく出版社名をマスキングする、というのを大津市としては大切にしていこうという議論があったと記憶しているが、今回の請願の内容は出版社名と内容が結びついてしまうものである。審議会委員にそういった情報が伝わることについてどう考えるか。

○杉江学校教育課長補佐 6月8日から7月5日まで教科書展示会を実施し、その場に市独自のアンケートを設置した。このアンケートに書かれた市民の皆様からの意見と、各団体から寄せられた要望については、審議会及び調査研究会の各委員に閲覧してもらっている。その際、教科書展示会では出版社名は表示されており、市民の皆様への意見には具体的な出版社名も出てきているものもある。本市の教科書採択に当たっては、出版社がわからないようにマスキングを施し、調査研究を行っているが、市民の皆様への意見や要望書等を閲覧してもらうに当たっ

て、事務局でそれらを加工することは躊躇いを覚える。

なお、教科書の採択に当たっては、審議会で協議し、調査研究会が作成した選定審議表、また県から送られてきた調査研究の内容をもとに教科書を閲覧研究して、大津市の子供の学びにふさわしい推薦図書を決める方針を確認し、教科書閲覧を進めているものである

○八田委員 アンケートやこういった請願の中に、出版社名と内容が結びつくようなものがあることを思うと、マスキングすることによってどこまで意味があるのかという疑問はある。

○日渡委員 確認であるが、審議会へ請願書を見せているのか。

○谷学校教育課指導主事 ファイルにして、閲覧してもらう時間をとっている。

○日渡委員 この請願書は教育委員会へ出されたものであるが、なぜ、審議会へ先に見せているのか。

○西本教育総務課主事 本請願書は、今この会議で諮っているものは教育委員会宛ての請願であるが、同じ内容で教科用図書選定審議会宛てに請願があり、そちらを見せているということである。

○日渡委員 教科書は、最終的に教育委員会で議論して責任を持って決定するが、我々はもとより教育のプロというわけではない。中立と市民性というのが非常に重要な観点であり、大津市の子供の学びにふさわしい教科書を決定することが求められていると思うが、そのために我々ができることは、きちんとした審議会をつくるということ、そして一番重要なことは、中立かつ教育のプロが一番良い教科書を選べるような調査研究会を組織化することだと考えている。調査研究会のメンバーは、システマ的にしっかりと選ばれているのか。

○谷学校教育課指導主事 メンバーの選考については、まず市内の小中学校の中から、特に中堅、そして今後の大津の教育を担っていただけるような先生方を推薦いただき、教育委員会事務局のほうで検討し、その中から5名の先生方を精選している。

○壽委員 これまでの話からすれば、調査研究会による十分な調査研究を踏まえた審議会の答申が教育委員会に上がってくる。そしてそれをどうするかをこの教育委員会の場で決めるということであるので、その時点で特定の教科書を選ばないという請願に教育委員会が拘束されてしまうと、少し制度としても無理があるように思う。また中立公正の立場で選ぶという、その考えが貫徹しないのではないかなという気がしている。

○日渡委員 確認であるが、請願を採択するということは、単に受付けたということではなく、この趣旨を我々は尊重するということになるという理解で良いか。

○西本教育総務課主事 そのとおりである。

○前田委員 一定の教科書採択のプロセスがある中で、この時期に特定の教科書を排除するというような内容を決定することは難しいと思う。請願書の文言の中では、子供たちによりよい教科書を採択するということが記載されており、字面だけ捉えるとそういった観点で採択していかなければいけないと自分も考えているが、請願書全体の趣旨を踏まえた流れの中で記載されている文言であることを考えると、一部分の趣旨を汲むというのも難しいと感じている。

○日渡委員 本請願書は、一定の趣旨を持って書かれているものであり、内容のよし悪しの判断ではなくて、一定の趣旨に我々が寄らない方がいいのではないかなと思う。

○壽委員 時期という話が前田委員から出たので、先ほどの自分の意見に補足するが、審議会からの答申を受ける前に特定の教科書を排除するというのを、先に今教育委員会のほうで決めてしまうというのは、やはりこれは制度の建付けからして問題がある、つまり時期の問題もあるのではないかなということを示し添えたい。

もう一点、先ほど説明があったように、同じ請願の内容が審議会宛てにも出されているということで、そこではこの内容を閲覧して、この意見が教科書を選ぶ際の参考にされるのではないかなと思う。言い換えると、教育委員会の場で今採択するのは難しいと考えるが、それはこの意見が流れてしまうというわけではなくて、審議会の場ではこの請願書に記載された意見も一つの意見として参考にされる機会があるのではと考えている。

○日渡委員 審議会は、請願があれば受付けて採択するかしないかの判断を行うのか。

○西本教育総務課主事 請願を受けられる主体は、国や地方公共団体等の執行機関であるところ、審議会は附属機関であり、諮問に対する答申を行う機関であるため、そこで請願を受け付けて答申以外の意思決定をするということとはできないと考えている。

○日渡委員 では、我々はこの請願書に影響を受けた答申が審議会から上がって来ると考えておかなくてはいけないのか。

○西本教育総務課主事 先ほど学校教育課から説明したように、教科書の採択に当たっては、本請願だけではなくて色々な個人もしくは諸団体からの要望がある。それは、請願というものであったり要望というものであったり市民アンケートというものであったりするが、それらを全て、教科書の採択において反映すべき市民の皆様からの声、意見として審議会の委員に認識してもらった上で、答申が作成されるということである。従い、特に特定の意見を加味した答申がなされるということではない。

○日渡委員 幅広く、審議会には沢山の意見が伝わっているということで良いか。

○西本教育総務課主事 そのとおりである。

【採 決】 不採択

○議案第55号 昭和56年教育委員会告示第3号（大津市指定文化財の指定について）の一部改正について

【説 明】

○山口文化財保護課長 議案第55号、大津市指定文化財の指定に係る教育委員会告示の一部改正について議決を求めるものである。

大津市指定文化財である大津祭曳山のうち、その一部の曳山について所有者の変更があったことから、変更の改正を行うものである。

郭巨山の曳山について、旧所有者団体の解散に伴い、後継団体の指名委託が完了したため、新しい所有者である郭巨山保存会から変更の届出があったものである。これに基づき、所有者を釜堀会から郭巨山保存会に改め、住所も同様に改めるものである。

告示の適用日については、所有者変更の事実発生日である平成30年5月12日からとする。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

閉会 教育長が7月定例会の閉会を宣言